

令和 6 年 10 月 7 日

各部（局）長 様

企 画 部 長

令和 7 年度予算編成方針について（通知）

このことについて、羽島市予算の編成及び執行に関する規則第 3 条の規定に基づき、市長の命を受けて令和 7 年度予算編成方針を定めたので通知する。

記

1 経済の状況と国の動向

現下の日本経済について、内閣府発表の令和6年9月月例経済報告では、「景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」とされている。

こうした中で、国の当面の経済財政運営については、令和6年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太方針2024）」において、「現状では、物価上昇が賃金上昇を上回る中で、消費は力強さを欠いているものの、今後は、景気の緩やかな回復が続く中で、賃金上昇が物価上昇を上回っていくことが期待される。海外経済の下振れによるリスクや円安等に伴う輸入物価の上昇の影響には留意する必要がある。経済財政運営に当たっては、まずは、春季労使交渉による賃上げの流れを中小企業・小規模事業者、地方等でも実現し、医療・介護など、公的価格に基づく賃金の引上げ、最低賃金の引上げを実行する。その上で、定額減税により、家計所得の伸びが物価上昇を上回る状況を実実に作り出す。あわせて、来年以降に物価上昇を上回る賃金上昇が定着することを目指し、持続的・構造的な賃上げの実現に向けた三位一体の労働市場改革、生産性向上に向けた国内投資の拡大等を通じて、潜在成長率の引上げに取り組む。このため、『デフレ完全脱却のための総合経済対策』及びそれを具体化する令和5年度補正予算並びに令和6年度予算及び関連する施策

を迅速かつ着実に執行する。」とされている。

また、財政健全化については、「財政健全化の『旗』を下ろさず、これまでの目標に取り組むとともに、国際金融市場の動向にも留意しつつ、将来の経済・財政・社会保障の持続可能性確保へとつながるようその基調を確かなものとしていく。そのため、2025年度の国・地方を合わせたPB黒字化を目指すとともに、計画期間を通じ、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指し、経済再生と財政健全化を両立させる歩みを更に前進させる。経済あつての財政であり、現行の目標年度を含むこれらの目標により、状況に応じたマクロ経済政策の選択肢が歪められてはならない。必要な政策対応と財政健全化目標に取り組むことは決して矛盾するものではない。経済を成長させ、そして財政健全化に向けて取り組んでいく。ただし、内外の経済情勢等を常に注視していく必要がある。このため、状況に応じて必要な検証を行っていく。」とされている。

さらに、令和7年度予算編成については、

- ① 持続可能な成長の実現に向けた経済構造の強化を進め、日本経済を新たなステージへと移行させていく。
- ② 本方針に基づき、第3章で定める中期的な経済財政の枠組みに沿った予算編成を行う。ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない。
- ③ 持続的・構造的賃上げの実現、官民連携による投資の拡大、少子化対策・こども政策の抜本的強化を含めた新たなステージへの移行に向けた取組の加速、防衛力の抜本的強化を始めとした我が国を取り巻く環境変化への対応など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずること等により、メリハリの効いた予算編成とする。
- ④ EBPM（証拠に基づく政策立案）やPDCAの取組を推進し、効果的・効率的な支出（ワイズスペンディング）を徹底する。単年度主義の弊害是正、本方針における重点課題への対応など、中長期の視点に立った経済・財政・社会保障の持続可能性の確保に向けた取組を進める。

との考え方が示されている。

加えて、地方財政については、「人口減少や少子高齢化が急速に進行する中でも、活力ある持続可能な地域社会を実現するためには、経済の好循環を地域の隅々まで行き渡らせるとともに、地域ごとに異なる将来の人口動態を念頭に、地方公共団体が人手不足やインフラ老朽化等の資源制約に対応し、持続可能な形で行政サービスを提供していくことが重要である。このため、地域における

人への投資、DX・GXの推進や地方への人の流れの強化等による地域経済の活性化及び新たな雇用の場の創出に取り組むとともに、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえた地方独自の防災・減災の取組等の強化、及び地方公共団体の枠を越えた広域的な行政サービスの提供やAI(人工知能)・RPA(ロボットによる業務自動化)等のデジタル技術の徹底実装による自治体DXの推進等を通じた住民の利便性向上と行財政効率化の両立を実現し、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2024年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保して、地域における賃金と物価の好循環の実現を支える地方行財政基盤の持続性を確保・強化する。」とされている。

当該方針等に基づき、国における令和7年度概算要求の一般会計総額については、多くの分野で要求が増えており、過去最大の117.6兆円となっている。

また、総務省は「令和7年度の地方財政の課題」において、通常収支分として、「地域経済の好循環・持続可能な地域社会の実現等に向けた重要課題への対応」、「地方の一般財源総額の確保等」及び「地域DXの推進と財政マネジメントの強化」の3つを掲げている。

こうした中で、令和7年度地方財政収支の仮試算の総額については96.0兆円とし、一般財源総額（水準超経費を除く交付団体ベース）については、63.9兆円（前年度比1.2兆円・1.9%増）が確保されている。

今後についても、現下の経済社会情勢はもとより、こうした国の方針等に基づいて展開される「豊かさを実感できる『所得増加』及び『賃上げ定着』」、「豊かさを支える中堅・中小企業の活性化」、「投資の拡大及び革新技術の社会実装による社会課題への対応」、「スタートアップのネットワーク形成や海外との連結性向上による社会課題への対応」、「地方創生及び地域における社会課題への対応」、「幸せを実感できる包摂社会の実現」、「持続的な経済成長の礎となる国際環境変化への対応」、「防災・減災及び国土強靱化の推進」に向けた取組に伴う制度改正等の本市財政への影響に留意する必要がある。

2 本市の財政状況

令和5年度一般会計決算において、歳入については、総額が前年度に比べて1.4億円減少したものの、その根幹をなす市税収入が、固定資産税や市民税等の増加を主要因として、前年度比1.6億円増の95.4億円と過去最高を更新

するとともに、臨時財政対策債を含めた経常一般財源等も前年度に比べて増加した。

歳出については、総額が前年度に比べて 1.2 億円増加するとともに、人件費や扶助費等の増加により、経常的経費も増加した。

この結果、実質収支については 11.5 億円の黒字となり、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）」に基づく令和 5 年度の将来負担比率が同法施行後初めて「－（算定数値なし）」となるなど、着実に財政基盤の強化が図られている。

一方で、同法に基づく実質公債費比率が 7.0%（前年度比 1.1 ポイントの増）となるとともに、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が 95.2%と高い水準にあり、引き続き慎重な財政運営が求められている。

3 本市の財政見通し

本市においては、「高齢化の進展に伴う社会保障関係費の増加」、「公共施設等の老朽化に伴う維持・更新費用の増加」、「地球温暖化に伴う気候変動による大規模災害等に対処するための防災・減災対策」といった全国の自治体が共通して抱える課題に加え、「少子化対策・こども政策の抜本強化」、「GX・DXの加速」、「包摂社会の実現」等の社会的課題の解決に向けた取組に伴う財政需要の拡大や「物価高と賃金水準・金利の上昇」による歳出面への影響が懸念されるとともに、新庁舎建設事業に係る公債費負担が続く中、「次期ごみ処理施設の建設」及び「市民病院の維持・経営改善」という市独自の大きな課題を抱えている。

こうした状況を踏まえ、令和 7 年度においては、同年度からのスタートに向けて調整を進めている「羽島市第七次総合計画」と歩調を合わせ、特に、中期財政見通しにおいては、財政調整基金残高の一定水準の確保（本市の標準財政規模の 10%）と将来負担比率の一定水準内の維持（過去の比率の平均や近年の比率を踏まえて 35.0%以内）を数値目標として掲げ、災害等の不測の財政需要への対応や中長期を見据えた財政の健全性の確保を図り、将来世代に負担を残さない持続可能で安定した財政基盤の確立に向けて、歩みを進めることとする。

一方で、令和 6 年度の中期財政見通しにおける令和 7 年度の一般会計歳出総額は、扶助費や普通建設事業費等の増加等により約 261 億円となり、約 13 億円の財源不足が生じる見込みである。当該財源不足については、財政調整基金からの繰入等により補填することとしているが、令和 8 年度以降も同様に

多額の財源不足が見込まれるため、令和 7 年度予算の編成に当たっては、引き続き厳しい態度で臨む必要がある。

こうした中で、現在実施している事務事業を、これまでと同様に継続していくことは困難であり、主要課題への対応と同時並行で、全ての事務事業について、「財源性・実現性・発展性・合理性・継続性・効率性」を検証し、公費負担の意義を再度検討した上で事業計画の見直しを行い、事業目的達成のための最小経費での実施、後年度の財政負担を十分に考慮した中長期的視点での経費の平準化といった行財政改革にも継続的に取り組んでいく必要がある。

4 予算編成方針

令和 7 年度予算の編成に当たっては、こうした財政状況・見通しを踏まえ、引き続きシーリング（予算要求上限額）を設定することとする。

また、財源不足（令和 7 年度約 13 億円）の解消を図るため、市全体の取組として、市民生活への影響を最大限考慮した上で、受益者負担の原則に基づく「適正な歳入確保」に加え、将来世代に負担を先送りしないため、事務事業のあらゆる観点での「効率的な歳出削減」を進めることとする。

さらに、各部局において予算要求額の精査を徹底するとともに、予算要求に当たっては、個別に示した方針に加え、以下の「(1) 基本的な考え方」及び「(2) 留意事項」を踏まえて対応することとする。

(1) 基本的な考え方

① シーリングの設定

- ・ 各課提出の事務事業評価シートに計上された令和 7 年度事業費を集計した上で、財務課において調整した金額を課ごとのシーリングとして設定すること。
- ・ 予算要求額の積算に当たっては、通年所要額を適正に見込んだ上で、シーリングを超える部分については、事務事業の見直しや代替案を検討し、シーリングの範囲内に収めて要求すること。
- ・ やむを得ず課内で調整が困難な場合は、部局内で調整の上、シーリングの範囲内に収めて要求すること。
- ・ 扶助費や職員の平均年齢上昇に伴う人件費の増加等、義務的経費の増嵩^{ぞうすう}についてはこの限りでないこと。

② 経常的経費の抑制

- ・ 令和 5 年度の経常収支比率が 95.2%と高い水準にあり、今後も高齢化の進展に伴う社会保障関係費の増加等により、財政の硬直度高止

まりする懸念がある。こうした中で、特に魅力ある施策を実施するため、経常的経費の抑制や削減による財源の捻出に積極的に取り組むこと。

- ・ 法令等に係るもの以外は見直しの対象とし、特に国・県事業への上乗せを含む市単独事業については、廃止も含めた抜本的な見直しを行うこと。

③ 「選択と集中」の理念に基づく財源配分

- ・ 限られた資源で激変する経済社会情勢や山積する課題に的確に対応するため、「財源性・実現性・発展性・合理性・継続性・効率性」等を踏まえた事業の優先順位を定めながら、「選択と集中」の理念で真に必要な事業に財源を重点的に配分すること。

④ 「羽島市第七次総合計画」等に沿った施策の展開

- ・ 羽島市まちづくり基本条例の理念である「市民を主体としたまちづくり」を踏まえた上で、引き続き市民等と行政の連携・協働によるまちづくりを推進する観点から、令和7年度からのスタートに向けて調整を進めている「羽島市第七次総合計画」に係る取組を推進し、当該実施計画に沿った持続可能な開発目標（SDGs）等の社会的課題への対応を意識した施策を展開すること。

(2) 留意事項

① 全事業のゼロベースの視点での見直しと業務の効率化の徹底

- ・ 前例踏襲の固定観念から脱却し、全事業についてゼロベースの視点で見直すとともに、業務改善の意識を持って一層の業務の効率化を徹底すること。本市が置かれている状況、経済社会情勢、市民ニーズの変化等を的確に捉え、市民生活に真に必要な事業か、実績面、有効性、効率性、代替可能性等の多面的な視点から一層の経費縮減に努めることはもとより、サービスや事業、施設の休廃止・スローダウン、執行体制の見直し等、積極的かつ大胆に見直しを行うこと。
- ・ 類似・重複事業については、部局横断的な視点で事業の再構築を進めること。
- ・ 近隣自治体の実施水準を超える事業については、本市の地域性や独自性を踏まえて高い水準を維持すべき特別な場合を除いて、実施水準の見直しを行うこと。

② 新規・拡充事業の政策立案とスクラップ・アンド・ビルドの徹底

- ・ 各所管が抱える課題等については、施策展開等を踏まえて予算要求すること。当該要求に当たっては、「デジタル田園都市国家構想を踏ま

えたデジタル化の推進をはじめとした DX(AI を含む)の取組」、「SDGs の推進や『羽島市ゼロカーボンシティ宣言』の実現に向けた取組」、「課題解決に向けた官民連携や民間企業等との協働、他自治体との連携等による取組」、「外部人材の活用」等を積極的に意識しつつ、新規・拡充事業の政策立案に当たっては、各種統計等の客観的なデータによる分析を徹底して必要性を検証し、現状の課題や費用対効果等について、数値を用いて見える化に努めるなど、EBPM により政策の有効性を証明すること。また、制度設計に当たっては、金銭等のインセンティブに依らずに行動変容を促す理論である「ナッジ」の活用等により、より効果の期待できる仕組みを構築すること。

- ・ 特に、DX (AI を含む) については、効率性・即時性・経済性・伝播性等の優れた特性を有していることから、積極的に業務に取り入れること。
- ・ 新規・拡充事業の検討に当たっては、既存事業のスクラップにより捻出した財源をもとに予算要求すること。スクラップによる財源捻出が見られない事業の予算要求は認めないこと。

③ 部局長による部内調整の強化

- ・ 部局長は、担当部局としての立場だけでなく市全体の厳しい財政状況も踏まえた立場で、担当部局の予算調整を行うとともに、当該調整に当たっては、各部局が主体的かつ責任を持って事業の見直しに取り組めるよう、マネジメント機能を最大限に発揮すること。
- ・ 部局長は、各課の業務量や繁忙期を的確に把握した上で、会計年度任用職員を組織横断的かつ柔軟に配置するなど、人的資源の最適配置に努めること。また、当該取組にあわせて、部局全体の超過勤務時間や会計年度任用職員数の削減を図ること。
- ・ 部局内での新規・拡充事業の予算要求に当たっては、スクラップにより捻出した財源をもとに予算要求されているかチェックすること。

④ 外部指摘事項等への適切な対応

- ・ 市議会及び監査委員から指摘のあった事項については、公益上の必要性や財源性等を客観的かつ総合的に判断した上で適切に対応すること。

⑤ 公共施設等ファシリティマネジメント (FM) の徹底

- ・ 持続可能性の視点を十分に踏まえ、設備や機器を含めた施設を総合的かつ統括的に企画・管理・活用する経営手法であるファシリティマネジメントを徹底し、施設・資産の最適化を通じて、資産価値・使用価値の最大化とコストの最小化を図ること。
- ・ 令和 6 年 3 月に改訂した「羽島市公共施設等総合管理計画」及び各

部局が策定した個別管理計画に基づき、所管する公共施設等について、長期的視点かつ資産最適化の観点から更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行い、財政負担の軽減や平準化に取り組むこと。

⑥ 人員配置の最適化と人件費の抑制

- ・ 定年の段階的な引き上げによる影響も踏まえ、経験や知見等を最大限に生かせる人員配置の最適化を図るとともに、適正な定員管理を推進すること。
- ・ 会計年度任用職員を含む人件費については、業務プロセス・システムの標準化の推進など、少子高齢化・人口減少社会における行政サービスのあり方を模索した上で、AI や RPA の導入・活用によるスマート自治体への転換等を念頭に置き、真に必要とされる人員・雇用形態や現状等を検証した上で、所要額を予算要求すること。
- ・ 正規職員の配置数の減少に対しては、事務事業の見直しによる対応を基本とし、安易に会計年度任用職員で補うことは想定しないこと。

⑦ 社会保障関係費の適正要求

- ・ 社会保障関係費については、歳出総額に占める割合が高く、財政に与える影響が大きいため、近年の対象者数等の増減率だけでなく人口、世帯、就業人口、年齢別人口構成割合の推計値など、あらゆるデータに基づき適正額を見積もること。
- ・ 安易な自己負担額の軽減措置等により、過度の財政負担を招くことがないように、常に受益者負担の適正化の視点に立ち、適正水準の検討を行うこと。

⑧ 業務委託の精査

- ・ 業務委託については、BPR（業務フローの再構築）を通じて、市が自ら行う業務と委託で行う業務を明確にすること。
- ・ 計画策定や調査研究等の業務委託については、専門的な知識・技術を要して職員が行うことが困難であるもの、職員が行うと著しく非効率なもの等、十分な合理性が認められるものに限定し、職員で実施できるものは内製化すること。
- ・ 過年度に類似の計画策定等を業務委託している場合には、その効果を十分に検証すること。

⑨ 合理的な発注方式の検討

- ・ 類似する工事、業務委託、物品購入等については、部局の内外を問わず一括発注による事務量の軽減とスケールメリットの発現に努めるなど、費用対効果の最大化が図られるよう合理的な発注方式を検討す

るとともに、業務委託等について、包括的民間委託を推進すること。

⑩ 補助金及び交付金の適正化

- ・ 補助金及び交付金については、経済社会情勢の変化を踏まえ、民間との役割分担、費用対効果、補助率・補助限度額等を十分に精査・検証した上で徹底した見直しを行い、所期の目的を達成したものや補助効果の薄いものについては、廃止するか事業の終期を設定すること。
- ・ 団体等の運営費補助については、事業費補助へ見直しを行うとともに、事業の見直しに当たっては、交付先団体との事前調整を徹底すること。
- ・ イベント事業への助成など、交付先団体から第三者が実施する事業等に補助金及び交付金を財源として支出がなされている場合には、当該支出の目的まで踏み込んで、その必要性を精査すること。また、業務委託においても同様の姿勢で臨むこと。
- ・ 補助金及び交付金の新設は原則として認めないこととするが、喫緊の行政課題への対応のためにやむを得ず新設する場合には、経費負担のあり方、必要性、緊急性、効果等の面から十分に検証し、必ず終期を設定すること。

⑪ 外郭団体及び出資団体の事務のあり方の見直し

- ・ 外郭団体等の事務のあり方に関し、職務専念義務や事務負担の軽減の観点から、本来、市が担うべき業務か、外郭団体等が担うべき業務かを精査し、適切な機能分担を図ること。また、外郭団体等の事務処理能力の向上を図る等の団体育成策を通じて、独立性を担保しつつ、組織運営上の自立を促すこと。

⑫ 公金取扱手数料等の節減

- ・ 窓口収納・振込等の手数料の発生や郵便料金の値上げなど、手数料等に係る追加負担が生じているため、「公金取扱手数料・郵便料金の節減について（通知）」（令和6年4月1日付け事務連絡）を踏まえ、当該経費の節減に努めること。

⑬ 歳入確保に向けた取組の推進

- ・ 市税の課税対象の正確な把握に努めて収納率の向上を図るとともに、税外収入についても、ふるさと納税、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）、債券購入による資金運用、市有財産の有効活用、広告事業の拡充等を積極的に検討し、あらゆる創意工夫により財源の確保に努めること。

⑭ 国・県・関係自治体の動向の的確な把握と対応

- ・ 国・県の新年度予算編成の内容や関連する制度改正等の動向を迅速かつ的確に把握し、予算への反映に努めること。特に、補助事業や地方交付税措置のある事業については、他自治体の活用事例を収集するなど、的確に把握するとともに、安易な事業実施で過度の財政負担が生じないように必要性・費用対効果を精査した上で、積極的に活用すること。
- ・ 補助の打切りや補助割合の変更等がある場合は、市単独事業として継続する必要性を十分に検証し、統廃合や規模縮小等の事業内容の見直しを行うこと。
- ・ 連携中枢都市圏の形成や地域課題の解決に向けた広域連携の可能性を視野に入れ、関係自治体との積極的な情報交換や協議に努め、事業の具体化を図ること。

⑮ 特別会計及び公営企業会計の運営原則の徹底

- ・ 特別会計及び公営企業会計については、一般会計との負担区分を明確にし、独立採算の原則に基づき、財源不足を漫然と一般会計に依存することなく、受益者負担の適正化や業務運営の合理化等を進めるとともに、事業収入の確保や長期的な収支見通しに基づく経営改善等により、一般会計からの繰出金等の抑制に努めること。特に、地方公営企業繰出金については、基準内と基準外を明確に区分すること。